

令和2年度伊江村子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、離島である本村の特色を鑑み、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に在学する伊江村出身の子を持つ世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、令和2年度の子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）支給事業（以下「拡充分支給事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）（以下「拡充給付金」という。） 前条の目的を達するために、村から贈与される給付金をいう。
- （2） 支給対象者 別記第1に掲げる拡充給付金が支給される者をいう。
- （3） 対象生徒 別記第2に掲げる者をいう。

（拡充給付金の支給等）

第3条 村は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、子育て世帯への拡充給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する拡充給付金の金額は、対象生徒1人につき10千円とする。

（支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第4条 支給対象者に対して支給する拡充給付金に係る村の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに村長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から最長で4ヶ月とする。

（支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第5条 支給対象者は、伊江村子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）申請書兼請求書（様式第1号 以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 支給対象者による申請及び村による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- （1） 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により村に提出し、村が申請者

から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を村の窓口提出し、村が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は村の窓口において村に提出し、村が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 村長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他村長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給対象者の決定及び拡充給付金の支給)

第7条 村長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、その結果を伊江村子育て世帯臨時特別給付金(拡充分)決定通知書(様式第2号 以下「決定通知書」という。)により申請者に対し通知するとともに、当該支給対象者へ拡充給付金を支給する。

(拡充給付金の支給等に関する周知)

第8条 村長は、拡充分支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象生徒の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により対象者へ周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第9条 村長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第4条の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が拡充給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 村長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、村が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 村長は、拡充給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により拡充給付金の支給を受けた者に対し、第7条に規定する決定通知書により通知するとともに、支給を行った拡充給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 拡充給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはな

らない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年5月12日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、この訓令の目的を完了した日にその効力を失う。

別記(第2条関係)

第1 支給対象者

拡充給付金は、第1条の規定を満たすほか、令和2年4月1日時点で対象生徒の保護者のいずれかが伊江村に住所を有している者に対して支給する。

第2 対象生徒

拡充給付金の対象生徒は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 伊江中学校を卒業した者
- (2) 高等学校等に就学している者
- (3) 令和2年度伊江村子育て世帯への臨時特別給付金支給事業にて給付対象者に該当しない者
- (4) 前各号の規定にかかわらず、村長が特に認めた者

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

村単独

伊江村子育て世帯臨時特別給付金(拡充分)申請書兼請求書

受付印

伊江村長

殿

1. 申請・請求者

※下記の事項(1)~(4)に誓約・同意の上、申請します。

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	伊江村字 電話 ()

*記名押印に代えて署名することができます。

2. 対象児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	学校名・学年	住所(別居の場合のみ記入)
1			男・女	平成 年 月 日	年生	
2			男・女	平成 年 月 日	年生	
3			男・女	平成 年 月 日	年生	

3. 申請額・請求額

対象児童数	名	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき1万円になります。(詳細はご案内文を参照してください。)

4. 受取方法

下記記入の指定金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)へお振込みします。

※振込先金融機関口座確認書類を申請書裏面へ貼付してください。

※振込先金融機関は、可能な限り沖縄県農業協同組合をご利用ください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
銀行・農協 漁協・信金 信組・信連	本店 支店	普通 当座		
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- 伊江村子育て世帯への臨時特別給付金(拡充分)の支給要件に該当します。
- この申請書は、村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、村は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、伊江村子育て世帯への臨時特別給付金(拡充分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、伊江村子育て世帯への臨時特別給付金(拡充分)を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

様式第2号（第7条関係）

様式第2号（第7条関係）

伊江村子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）決定通知書

（文書番号）

年 月 日

様

伊江村長

年 月 日付け、申請兼請求のありました伊江村子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）の支給について、令和2年度伊江村子育て世帯臨時特別給付金（拡充分）支給事業実施要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

支給対象 (可否)		支給対象者氏名		
対象生徒氏名	1		申請金額	円
	2		申請金額	円
	3		申請金額	円
対象生徒数		名	支給金額	円
口座振替予定日	令和 年 月 日			
支給できない (不当等)の理由				
	返還対象生徒数	名	返還金額	円
備考				